



## 法改正情報 (改正があつた労働・社会保険関連法や人事労務管理のポイントです)

### ● 「年収の壁」への当面の対応・支援強化パッケージの詳細が発表されました

厚生労働省は、労働者が社会保険料の負担による手取り収入の減少を避けるために就業調整をする、いわゆる「年収の壁」問題への当面の対策として、**支援強化パッケージ**の詳細を発表しました。パッケージは、**10月から**順次実施されます。

#### 1. 106万円の壁への対応

##### [キャリアアップ助成金のコースの新設]

短時間労働者を新たに被保険者とする際に、**労働者の収入を増加させる取組みを行った事業主**は、**一定期間助成**(労働者1人当たり**最大50万円**)を受けることができます。

助成対象の取組みには、**賃上げや所定労働時間の延長**のほか、保険料負担に伴う手取り収入の減少分に相当する**手当(社会保険適用促進手当)**の支給も含まれます。

##### [社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外]

**事業主**は、当該労働者に対し、給与・賞与とは別に「**社会保険適用促進手当**」を支給できます。また、労使双方の保険料負担を軽減する観点から、**社会保険適用促進手当**については、**労働者負担分の保険料相当額を上限**として、**最大2年間**、標準報酬月額・標準賞与額を算定する際の対象としません。

#### 2. 130万円の壁への対応

##### [事業主の証明による被扶養者認定の円滑化]

直近の年間収入が、被扶養者の認定の要件である130万円を超える見込みとなった場合、過去の**課税証明書**、**給与明細書**、**雇用契約書等**に加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の**事業主の証明**を添付することで、直ちに**被扶養者認定を取り消されることはなく**、総合的に将来収入の見込み額から判断し、迅速な認定を受けることができます。

#### 3. 配偶者手当への対応

##### [企業の配偶者手当の見直し促進]

令和6年春の**賃金見直し**に向けた労使の話し合いの中で、中小企業においても**配偶者手当の見直し**が進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表します。また、各地域で開催されるセミナーで説明、中小企業団体等を通じての周知活動を行います。

☞ こちらも参考にしてください。

■【いわゆる「年収の壁」への当面の対応について(令和5年9月27日 全世代型社会保障構築本部決定)】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001150697.pdf>



## 11月の税務と労務の手続（提出先・納付先）

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書(10月31日の現況)の提出[税務署]

31日

- 個人事業税の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]



## トピック（最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました）

### ●働き方の多様化に対応 労基法改正を求める報告書まとまる(10/14)

働き方の多様化に対応するため、労基法の改正を求める報告書が、13日の「新しい時代の働き方に関する研究会」でまとめられた。労基法の対象となる「労働者」の定義や、労働条件を「事業場」ごとに決める原則、労働者の「過半数代表者」の枠組みの見直しなどを求めていた。年度内にも新しい研究会を立ち上げ、法改正に向けた本格的な議論に入る。

### ●フリーランスに「安衛法で保護」報告書まとまる(10/6)

厚生労働省の有識者会議は2日、労働安全衛生法の保護対象に、フリーランスら個人事業主を追加するよう求める報告書を取りまとめた。個人事業主が業務中の事故で死亡するか4日以上休業するケガをした場合の発注元企業による労基署への報告義務を提言。違反による罰則はないが是正勧告などの対象になる見通し。さらに、事故防止措置の対象への個人事業主の追加等を求める。これを受けて厚生労働省は法令改正の手続きを進める。

上記のような「わ寄せ」が行われることがないよう、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会は、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者の「わ寄せ」防止のための総合対策（以下「総合対策」という）を取りまとめ、緊密な連携を図りつつ、「わ寄せ」防止に向けた取組みを推進しています。

総合対策の一つである「下請かけこみ寺」では、中小企業が抱える取引上のトラブルを、専門の相談員や弁護士が解決に向けて信頼関係を崩さず、スムーズな下請取引を行うための価格交渉などをサポートします。

平成30年12月の下請中小企業振興法改正で、親事業者は、①自らの取引に起因して、下請事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう配慮することや、②やむを得ず、短納期または追加の発注、急な仕様変更などをを行う場合には、下請事業者が支払うこととなる増大コストを負担する」となどが新たに盛り込まれました。

また、働き方改革関連法により改正された労働時間等の設定の改善に関する特別措置法では、他の事業主との取引を行う場合において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することが、事業主の努力義務となっています。

11月は「わ寄せ」防止キャンペーンです